

# J Aリフォームローン（協同住宅ローン保証型）

平成30年10月1日現在

お使いみち	◎ご本人又はご家族が常時居住している住宅で、次のいずれかに該当する場合とします。 ①住宅の増改築資金 ②住宅の改装・補修資金 ③他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金										
ご利用いただける方	◎個人のJ A組合員の方。 （農業者以外の方でも、出資により組合員資格を取得できますので、出資金額・手続等はJ A融資窓口までご相談ください。） ◎借入時の満年齢が20歳～66歳未満の方で、最終返済時の満年齢が80歳未満の方。 ◎前年度税込年収が、150万円以上ある方。 ◎保証機関（協同住宅ローン株式会社）の保証が得られる方。 ◎団体信用生命共済に加入できる方。 ◎その他J Aが定める条件を満たしている方。										
ご融資金額	◎10万円以上500万円以内で、10万円単位となります。										
ご融資期間	◎1年以上10年以内（1ヵ月単位） ※ただし、借換資金は現在お借入中のリフォームローンの残存期間内とします。										
ご返済方法	◎元利均等または元金均等で毎月返済、ボーナス併用毎月返済、年2回返済のいずれかをお選びください。 ※元利均等返済は、毎月の返済額（元金+利息）が一定となる返済方法です。 ※ボーナス併用毎月返済は、毎月返済に加え6ヵ月毎の特定月に増額して返済する方式です。 ※年2回返済は、専業農業者のみの取扱いとなります。 ◎ボーナス併用による増額返済分は、ご融資金額の50%までご利用いただけます。 ◎変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の元金と利息の割合を調整し、5年間はご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年毎に行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として最終期日に未返済額を一括で返済していただきます。										
ご融資利率	◎J Aのリフォームローン利率 ※固定金利型、変動金利型からお選びください。 ※利率は店頭に掲示しています。詳細はJ A融資窓口までお問合せください。										
担保	◎不要です。										
保証	◎協同住宅ローン株式会社の保証をご利用いただきますので、原則、保証人は必要ありません。										
保証料	◎前取一括方式または後取分割方式のどちらかをお選びください。（保証料率：1.0%） ※前取一括方式は、ご融資時に一括して保証機関へお支払いいただきます。 ※後取分割方式は、保証料相当分を金利に含め毎月の返済日にお支払いいただきます。 <ご融資金額100万円、前取一括方式の場合（例）> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>ご融資期間</th> <th>1年</th> <th>3年</th> <th>5年</th> <th>10年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>5,080</td> <td>14,220</td> <td>22,901</td> <td>42,722</td> </tr> </tbody> </table> ※お申込み内容により保証料率は異なることがありますので、お申し出いただければ試算いたします。 ※上記保証料はあくまでも概算の金額であり金額を約束するものではありません。	ご融資期間	1年	3年	5年	10年	保証料（円）	5,080	14,220	22,901	42,722
ご融資期間	1年	3年	5年	10年							
保証料（円）	5,080	14,220	22,901	42,722							
団体信用生命共済	◎J A所定の団体信用生命共済にご加入いただけます。 ※共済掛金はJ Aが負担します。										
手数料	◎融資事務手数料、繰上返済手数料については、J Aにより取扱いが異なりますので、J A融資窓口までお問合せください。										
最低出資金額	◎組合員資格がない方は、組合員資格取得のため出資が必要になります。 出資金額はJ Aにより取扱いが異なりますので、J A融資窓口までお問合せください。										
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	◎苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、J A支店（所）またはJ A本店（所）に設置のJ Aバンク相談・苦情等受付窓口にお申し出ください。J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 <b>各組合のJ Aバンク相談・苦情等受付窓口は<a href="#">こちらをクリック</a>ください。</b> また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ◎紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、和歌山弁護士会紛争解決センターまたは民間総合調停センター（大阪府）を利用できます。 J Aバンク相談所を通じてのご利用となりますので、J AのJ Aバンク相談・苦情等受付窓口またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。										
その他	◎お申込みに際しては、事前に審査させていただき、結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。 ◎現在のご融資利率やご返済額の試算は、J A融資窓口までお問合せください。										